

美濃和ウインドオーケストラ 楽団規約

(名称)

第1条 当楽団は「美濃和ウインドオーケストラ」と称する。なお、英字で記載する場合は、MinoWa Wind Orchestraと記載する。(以下「当楽団」という。)

(目的)

第2条 特定非営利法人美濃和ウインドオーケストラ(以下「法人」という。)の事業を実施する吹奏楽団として活動することを目的とする。

(活動)

第3条 当楽団は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 法人主催による各種演奏会での演奏
- (2) 法人が企画するする市民音楽活動(地域行事への参加、慰問、他)での演奏
- (3) 法人が進める中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」への支援活動
- (4) 団員相互の親睦活動
- (5) その他、目的の範囲内において適当と認めた活動

(団員)

第4条 以下の条件を満たす者は、楽器の演奏経験の有無に関わらず入団できる。

- (1) 特定非営利法人美濃和ウインドオーケストラの正会員でなければならない。
- (2) 18歳以下については、保護者の承諾が得られていること。
- (3) 高校生は、原則所属する高校の吹奏楽部で活動していないこと。
- (4) 中学生は、原則中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」への入団を希望しない者。
- (5) 小学生は、原則4年生以上であること。

(入団)

第5条 入団希望者は、特定非営利法人美濃和ウインドオーケストラ定款(以下「定款」という。)第7条の手続きを行う。

(会費)

第6条 法人への会費納入をもって、当楽団の会費とする。

(退団)

第7条 退団希望者は、団長が別に定める退団届を団長に提出して、任意に退団することができる。
2 法人の退会も希望する場合は、定款第10条の手続きを行う。

(組織)

第8条 当楽団に運営委員を3人以上置く。
2 運営委員は、法人の理事のうち、当楽団に入団している者が就く。

- 3 運営委員のうち、法人の理事長を当楽団の団長とする。
- 4 運営委員のうち、法人の副理事長を当楽団の副団長とする。

(職務)

第9条 団長は楽団員の責任者として、団員の統率を図る。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは団長が欠けたときは、団長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、第3条に定める活動の企画及び運営を行う。

(総会)

第10条 当楽団の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、楽団員をもって構成する。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 活動運営に係る事項
 - (3) その他運営に関する事項
- 4 総会の議長は、副団長が行う。

(運営費)

第11条 当楽団の活動は、法人の会計によって運営される。

(楽器及び備品)

- 第12条 楽器は原則として団員各自で準備・管理するものとする。
- 2 特殊楽器、大型打楽器等については、法人の備品を使って演奏する。
 - 3 法人の備品である管楽器を個人用楽器として貸し出すことができる。ただし、法人が定める規定により有償で貸与される。(「個人用楽器として」とは、自宅に持ち帰るなどして使用すること。)
 - 4 貸与を受けた楽器については、使用する個人またはパートの責任において管理する。
 - 5 貸与を受けた楽器の破損修理については、原則として使用する個人またはパートが責任を負うものとする。経年劣化による修理については、法人が修理を行う。
 - 6 備品として必要な楽器等が生じた場合には、運営委員による協議を経て、法人に要望する。

(規約の変更)

第13条 当楽団が規約を変更しようとするときは、楽団員総数の2分の1以上が総会に出席し、総会に出席した楽団人の4分の3の多数によって議決されなければならない。

付則

この規約は法人が設立した日から施行する。